

長野市に不動産をご所有の方 お悩みはございませんか？

空家等対策の推進に関する特別措置法により、長野市では適切に管理されていない空き家は**特定空家等**に指定され、行政指導や行政処分が行われることがあります。

実家を相続したが
居住する予定がない

空家・空地のままでは
お金がかかる

不動産会社に相談すると
お金がかかりそう

不動産を売却するには
どうしたら良いか分からない



空家・空地の利用方法にはそれぞれにメリット・デメリットがございます。

空家の
まま

適切に管理する

メリット ● いつか自分で運用
できる

デメリット ● 経年劣化リスク
● 維持管理費用負担
(修繕費・税金の支払いなど)

家賃
収入

賃貸にする

メリット ● 賃貸収入が見込める

デメリット ● 入居者トラブル
● 長期空室の不安

資産の
売却

売却する

メリット ● 資産の現金化
● 空家管理の解消

デメリット ● 資産を手放すこと
になる

不動産の売却は(株)高見澤にお任せください！ご所有の不動産について無料でなんでもご相談いただけます。

秘密厳守

● **査定無料!** ● **買取ります!** ● **仲介実績多数!**

お客様に安心してご相談いただけるよう、個別の相談スペースをご用意しております。



株式会社

高見澤

不動産
事業部